

～郷土料理に美味しい新メニュー～ 和歌山県飲食業生活衛生同業組合

平成14年2月13日（水）JR和歌山駅ビル（VIVO）において、地域の食材を使った“新メニュー郷土料理展”が開催されました。

県飲食業生活衛生同業組合では、本会の補助事業：中小企業活路開拓調査・実現化事業をうけ、郷土色豊かな食材を使った料理の開発に取り組んでいましたが、このほどこれらの創作料理を初めて披露することとなったものです。

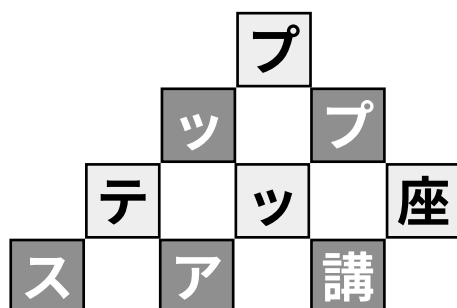


地元和歌山の豊富な食材をふんだんに使った個性あふれる料理の数々が来場者の目をひき、モニターに委嘱した料理研究家や一般消費者の方々が試食するなど、その成果をアピールしました。

これらの料理はレシピ集として冊子にまとめ発行する予定で、新しい郷土料理の数々を大いにPRしていこうという意気込みです。



和歌山県飲食業生活衛生同業組合
理事長 田上 豊
640-8269
和歌山市小松原通1丁目3番地の5
TEL 073-423-2132
FAX 073-436-1510



中小企業流 ISO9001/

PART (3)

大きな社会問題となってきた地球環境問題は、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、海洋汚染など、地球規模の問題から、産業廃棄物やゴミ処理問題のように身近な問題まで多岐にわたっています。これらの問題はいずれも解決を急がなければならない、避けて通れない課題なのです。

このような環境問題への対応は、地球温暖化防止会議のように国際会議を通じて解決していこうという動きもありますし、一方では、自らの責任で自己組織内の環境汚染負荷を少なくしていこうという動きがあり

ます。このような自己管理、自己責任の活動を体系的に取り組むための基本規格が、「ISO14001」と言われる国際規格です。

今、「ISO14001規格」の認証取得が、日本でも民間企業から自治体まで幅広く急速に進んでいます。

ISO14001の取得件数は、2001年8月末現在約7000件で、毎月2000件以上のペースで増加しています。大企業から中小企業へ、業種も製造業、建設業、自治体、商社、小売業などに広がっています。

ISO14001取得の誤解

前回の“ISO9001の取り方”と同様に、まず、ISO14001の誤解を解いていただきたいと思います。

誤解1. お金がかかるだけで経営メリットはない

ISO14001の主目的である環境負荷の低減は、環境面から業務を見つめ直し、ムダを省くことにより、業務改善やコストダウンにつながります。例えば、省エネルギー活動を強化することにより電気代や重油代の節減を図る。原材料の歩留まり向上(有効利用、不良率の低減)を図ることにより原材料費を下げる。というような経営面でのメリットがあり、お金のかかることは確かですが、それを回収して余る効果が期待できます。

誤解2. 環境を配慮しても売上げは伸びない

ISO14001を導入することは、経営発展を押し進めながら環境負荷を低減する努力をしている会社である事を、世間に宣言することになる。この宣言により、環境に関心のある顧客(特に、ISO14001取得企業)及び消費者に安心感を与え、また、環境は配慮型の製品・商品を購入(グリーン購入)する事を法律により義務づけられている官公庁、自治体に対しては、営業機会が増加し、売上増大につながります。裏返して言

えば、ISO14001を取得しないと、営業の間口がどんどん狭まってくることを意味し、取得しないと売上げが伸びません。

誤解3. 取得には多大な投資が必要になる

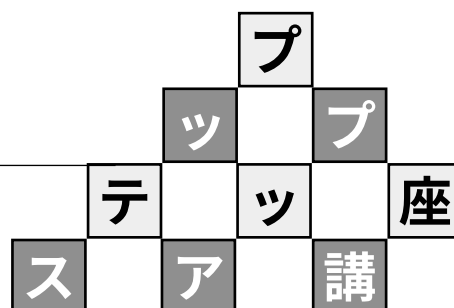
環境負荷低減のために、低公害型の生産設備や廃水処理装置、それに低公害車(ハイブリッドカー)の導入が必要となり、多大な投資が必要となりはしないかという心配。

ISO14001で言う環境負荷低減は、多くのお金をかけなくても、出来るところから実行しても、認証取得上何の問題もありません。規格では、問題の大きさに対応し、かつ、生じた環境影響に釣り合えばよい、と記されています。ちょっとした業務の工夫で実現すればよいのです。

例えば、工業用水の使用量を減らすため再利用を促進する、CO₂を削減するためアイドリングストップを徹底する、輸送効率を上げる。原材料のムダを徹底的に省く(材料取りの改善、不良率の低減)など、チエを絞れば、かなりの環境負荷低減が図れます。お金のかからない、出来るところからやればよいのです。

14001の取り方

(株)和歌山グローバルマネジメント
代表取締役社長 井上 宏文
(中小企業診断士)



システム構築の手順

環境マネジメントシステムを構築するステップについては、前回PART2の“中小企業流ISO9001の取り方”を参照してください。ここでは、ISO14001環境マネジメントシステムを構築する上での基本的なメインの流れを、フロー図を示し、構築ステップを解説します。

フロー図を読む上で、重要な用語について定義しておきます。

用語の定義

1. 環境とは

環境とは、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、天然資源（枯渇）、生活環境の悪化など植物、人に影響を与えるを言う。

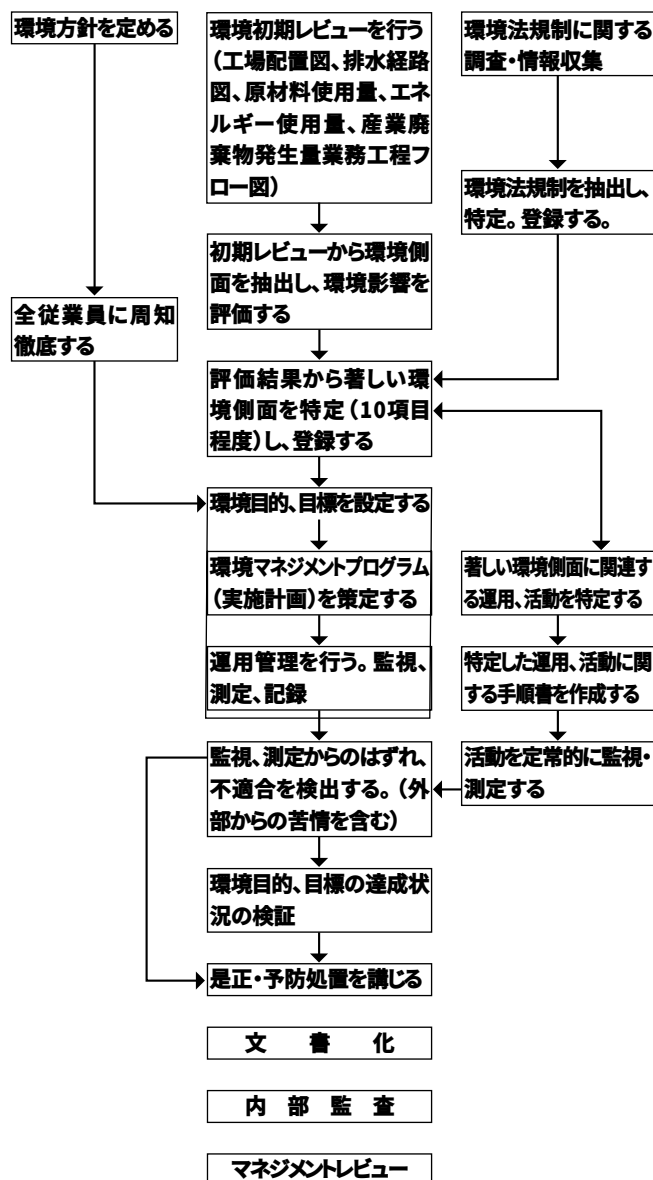
2. 環境側面とは

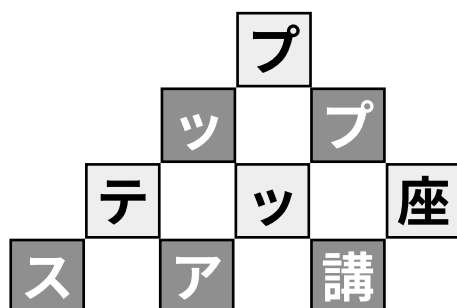
環境に影響を与える事業活動（生産、サービスの提供）の要素に関連するもので、例えば、排気ガスを発生させる、汚水を排出する、騒音・悪臭を出す、産業廃棄物を出すなど。

3. 環境影響とは

環境側面の結果として、環境に生じる変化を言う。例えば、排気ガスを出すことによって大気が汚染される。汚水を垂れ流すことによって河川海水を汚濁させる。産業廃棄物を出すことによって生活環境が悪化する。燃料を使用する事による天然資源の枯渇を促進する。

【環境マネジメントシステム構築フロー図】





1. 初期レビューを行う

環境側面、環境法規制の登録を行うための基本的な調査を行います。製造やサービスの工程フロー図、原材料使用量、工場配置図（排水経路図）、産業廃棄物発生量、法規制一覧表などが必要です。

2. 環境側面の抽出

製造やサービスの工程フロー図を元に、それぞれの作業で発生する環境側面を抽出します。

例えば、台所でガスレンジを使って魚を焼く場合、ガスを使用します。これがインプットの環境側面で、ガスを使用することは、資源の枯渇と言う環境影響につながります。そして、魚を焼く過程で、煙が出ます。又、魚焼き器を洗う過程で洗剤を使用し、排水が出ます。この煙、排水は、アウトプットの環境側面で、大気や河川の汚濁という環境影響を与えます。これを下記のように図表化します。

インプット		作業工程	アウトプット	
環境側面	環境影響	作業内容	環境側面	環境影響
ガスの使用	天然資源の枯渇	魚を焼く	煙の排出	大気汚染
洗剤の使用	天然資源の枯渇	魚焼き器を洗う	排水の排出	生活環境悪化 河川の汚染

製造業であれば生産工程のすべて、それにボイラー、焼却炉、廃水処理設備、フォークリフト、クレーン、輸送用トラック等全ての作業や設備について行います。事務部門であれば、冷暖房設備、照明、コピー機、コンピューター、コピー用紙、厨房、生活排水等につ

いて行います。このようにして洗い出すと、何百と言う環境側面が抽出されますから、これを何らかの基準に基づいて評価して、ふるい落とす必要があります。これが、環境影響評価です。この評価によって、環境に与える影響の大きいもの、発生頻度の高いものを選び出し、これを著しい環境側面とします。

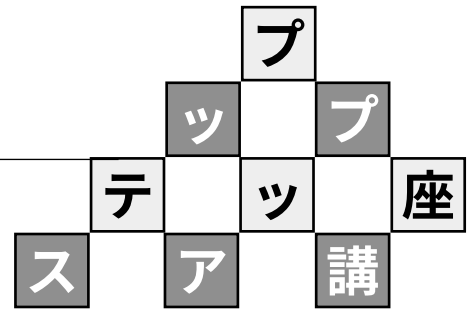
一方、環境側面を評価する際に法規制にかかるかどうかをチェックしますが、この法規制にかかる側面についても、著しい環境側面とします。

3. 環境方針を定める

著しい環境側面が特定できたら、環境方針を作ります。環境方針は、組織の最高経営層（社長）がつくるもので組織としての環境に関するポリシーを示すものです。環境方針には、「継続的改善」、「汚染の予防」、「法規制の遵守」の約束が含まれなければなりません。また、環境方針は、全従業員に周知され、一般の人が入手可能でなければなりません。公開が求められています。

4. 環境目的、目標の設定

著しい環境側面および環境方針から、10項目程度を選定し、目的・目標を設定します。環境目的は、環境パフォーマンスの到達点です（例えば、3年間で電力の使用量を50%削減する）。目標は、年度の到達点です（例えば、初年度20%、次年度20%、3年度10%削減する）。



注意すべきは、10項目程度選定する際に、資金的にあるいは技術的に今実施するのが難しい項目については、後回しにしても良いということです。出来る環境側面から選定すればよいのです。また、著しい環境側面の中で、目標・目的の設定からはずれた側面については、一定の管理水準を設定し、運用管理することが要求されています（法規制遵守が条件）。

5. 環境マネジメントプログラムの策定

目的・目標をどのようにして達成するか、HOWの部分で、チエを絞る部分です。電力使用量削減であれば、昼休みの消灯、機械の空運転の禁止、省エネルギー設備の導入等のような方策を策定することです。これを、どのようなスケジュールで進めるか、年度目標をどう設定するかを決めます。

6. 運用

この方策を実行するために、会社の部署毎に具体的に何をどのようにやるかを決めた、要綱あるいは手順書が必要になります。運用においては、環境パフォーマンス（騒音測定：60～65db、PH測定：6.5～8.5、カドミウム含有値測定：0.01mg／リットル以下等）の測定、記録が必要なことは言うまでもありません。

7. 不適合の検出

手順書や要綱から逸脱した運用を行ったり、測定値が基準値をはずれた場合は不適合となり、その原因を究明し、是正処置が必要となります。

8. 環境目的・目標の達成状況の検証及び是正処置

目的・目標を決めて実行しても、達成されなければ意味がありませんから、定期的に達成状況を検証する必要があります。未達の場合は、原因を分析して是正処置を取らなければなりません。

以上が、ISO14001環境マネジメントシステムを構築する上でのメインの流れです。文書化、内部監査、マネジメントレビュー等はマネジメントシステム構築上極めて重要な部分ですが、紙面の関係上割愛させていただきます。

しかし、上記8項目が出来れば、環境マネジメントシステムとしての完成度は70%ぐらいです。まず、この流れを参考に、ISO14001を理解していただきたいと思います。

3回にわたって、ISO9001／14001について述べてきました。

今、企業は社会的責任（環境、品質、労働安全）、信頼性、透明性、アカンタビリティー（説明責任）が強く求められています。厳しい経営環境の中ですが、ISO9001／14001を認証取得し、この求めに応え、成長・発展されることを期待します。

新規加入組合

組 合 名		理 事 長	住 所
協同組合	和歌山再資源化事業(協)	木村 浩造	640-8137 和歌山市吹上三丁目4番15号
	和歌山建築設備事業(協)	雪野 幸男	641-0051 和歌山市西高松一丁目4番3号
	和歌山県運転代行(協)	門口 一則	640-8365 和歌山市岡北ノ丁13番地
	タ オ 熊 野(協)	須川 輝一	647-0025 新宮市あけぼの4番80号
	熊野川流域木材(協)	前田 章博	647-0042 新宮市下田三丁目3番47号
	全 研 工 産(協)	高田 正次	649-6332 和歌山市宇田森45番地
	和歌山県ワッカス事業(協)	潮崎 修二	641-0054 和歌山市塩屋5丁目5番10号
	ア ク テ ィ ブ(協)	上田 健	649-6334 和歌山市北81番地
	エ ス ・ エ ッ チ(協)	木村 憲司	640-8113 和歌山市広瀬通り丁2番地の12
	和歌山環境循環推進(協)	亀井 正	649-6338 和歌山市府中355番地の6
	きのくに環境整備(協)	小川 恒則	646-0021 田辺市湊991番地の2
	(協)和歌山グリーンダンプ	岡本 和己	640-8114 和歌山市船場町11番地
	高野山観光ガイド(協)	宮内 健一	648-0211 伊都郡高野町高野山17番地の54
企業組合	和歌山リサイクル(企)	寺中 暢行	640-8123 和歌山市三沢町2丁目11番地の2
	(企)下津サニエスト	岡室 孝明	649-0111 海草郡下津町方1415番地の3
商店街振興組合	和歌山県商店街振興組合(連)	東 稔	640-8227 和歌山市西汀丁26番地
任意グループ	田辺市旅館業組合	畑上 守世	646-0036 田辺市上屋敷町101番地
	食品廃棄物リサイクルグループ	木村 浩造	641-0051 和歌山市西高松1丁目3番13号
	風力発電研究会	福島 功	640-8404 和歌山市湊1261番地の3

平成13年度

主 な 事 業	T E L	F A X
食品廃棄物等の飼料・肥料化など再生利用のための研究開発	073-423-6259	073-436-3357
建築設備に伴う管工事の共同受注	073-402-4681	073-402-4682
自動車及び消耗品等の共同購買・運転代行に関する共同宣伝	073-423-8203	073-433-3369
おが屑・木皮等廃棄物の共同加工（堆肥）	0735-22-5862	0735-22-0828
木材の特性を活かした防音壁等の新製品研究開発	0735-22-4677	0735-22-2204
繊維製品の共同受注、副資材の共同購買	073-461-3557	073-462-2914
中古自動車の共同販売、自動車用品の共同購買	073-447-0678	073-447-0673
繊維製品の共同受注、副資材の共同購買	073-462-1024	073-462-1024
木製品・健康食品の共同販売	073-424-1900	073-431-7830
建設廃材・廃プラスチック等の再生利用のための研究開発	073-489-9797	073-489-9021
一般廃棄物処理に必要な薬品・機器等の共同購買	0739-81-0666	0739-81-0666
貨物運送の共同受注・共同配車、部品・消耗品等の共同購買	073-402-3225	073-402-3226
観光ガイドの共同受注・御守り品等の共同購買	0736-56-9880	0736-56-3517
産業廃棄物の収集運搬・リサイクル関連商品販売	073-432-2780	
農産物の加工食品の製造	073-492-6545	073-492-6545
商店街振興組合の指導、教育・情報事業	073-428-1019	073-431-4108
宿泊者の斡旋、食品衛生・防災安全等の教育事業	0739-22-5544	0739-22-5654
食品廃棄物を堆肥原料としての再資源化	073-435-3252	073-435-3251
使用済み資源を活用した小型風力発電システムの研究開発	073-422-2455	073-422-4155



役員スポットライト



**住金協力企業協同組合
理事長
笹本 誠昭 氏**
(中央会常任理事)

～組合運営について～

今、組合をとりまく状況は？

鉄鋼業界の不振、なかんずく当組合の親会社である住友金属工業（株）の低迷により、組合員の企業においても売上が極端に低下している。又、小泉内閣の掲げる構造改革が進んだ場合、今よりも更に厳しいものになるだろう。抜本的な景気対策と中小企業の振興策が望まれる昨今です。

～今後の取り組みと日常組合運営で留意していること～

日本政府の先行と鉄鋼業界の動きについて、迅速な情報収集を行い正確な情報を組合員が享受できるようアンテナを高くしていく必要がある。又リスク分散の意味を含めて、依存先の分散、新規事業の対応等柔軟な体質転換をはかりたいと考えています。更に今年は当組合設立40周年という節目の年であります。先人達が築いた強い絆をより強固なものにしていきたいと願っております。

～日常生活拝見～

企業にとって厳しい時代はストレスがたまるもの。読書・ゴルフでリフレッシュに心掛けています。組合員親睦ゴルフ大会も定期的実施、全員参加で不景気風も吹っ飛ばす程、毎回盛り上がっています。



**丸八紀南かまぼこ（企）
理事長
岩崎 知史 氏**
(中央会理事)

～組合運営について～

今、組合をとりまく状況は

大阪の中央市場や地元の直販所、スーパーに商品を供給していますが、市場ニーズの低価格志向と売れ筋が移行したことなどで高級品蒲鉾は売れにくいというのが現状です。最近は値段が安価な天ぷらの方の注文が多くなってきています。

組合としては、コストダウンに務めながらも、現在の景況に翻弄されることなく品質を維持していきます。又、量販店への出荷により、従業員の日曜・祭日出勤を余儀なくされることから、今後休日対応についても考えていかなければと思っています。

～今後取り組みたい事業若しくは現行組合事業について～

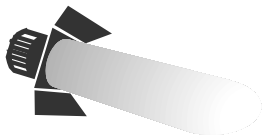
地場の魚を主体とした新商品の開発等に、日頃からアイデアを絞っています。市場ニーズを捉え単価面に配慮しながら、新商品開発に取り組みます。

～日常組合運営で留意していること～

価格は低くしても、高品質を保っていくこと、先代から受け継いだ伝統の味を守っていきたくと考えています。

～日常生活拝見～

休日は家でリラックスすることが多いですが、家族とのドライブ、又、家族ボーリングなどの一家団欒が格好のストレス解消法です。



和歌山県時計貴金属眼鏡
商業協同組合
理事長
五味 暲博 氏
(中央会監事)

～組合運営について～

今、組合をとりまく状況は？

景気低迷、流通革命、消費者ニーズの多種多様化等目まぐるしく変化する環境の中でその対応に苦慮している組合員が多く活気が感じられなくなっている。組合組織も組合員の減少で組織力の低下は否めずメリット作りのため模索を繰り返している現状です。

～今後取り組みたい事業若しくは現行組合事業について～

小規模事業者の多い組織であり組合の存在意義は大きく「数は力なり」の命題追求のため共同仕入事業を最重要施策として取り組んでおり一定の成果を挙げている。今後は情報活動に更に力を注ぎ、時流に乗り遅れないよう組合、組合員一体となった組合活動を行いたい。幸い若い役員が多く組合事業を積極的に行い何とか英知を絞ってこの苦境を乗り越えたい。

～日常組合運営で留意していること～

常に事業や経理面でガラス張りを心掛け組合員の理解と協力を得ながら事業を進めていくことを基本としています。又失敗を恐れず何事も積極果敢に取り組んでいます。

～日常生活拝見～

「過ぎたるは及ばざるがごとし」

過去を引きずらず前向きに物事を考えるよう務めています。趣味は広く浅くを心掛け楽しみながらストレス発散の場としている余暇を作り夫婦で温泉巡りをして心身のリフレッシュをしています。

「e-中小企業ネットマガジン」のカンタン登録手続き

クリック3回で、メール・アドレス登録が完了します。さあ、今すぐホームページへアクセス!

http://www.chusho.meti.go.jp

Let's Try!

Step 1.
トップページにアクセスします。

「e-中小企業ネットワーク」のトップページです。「e-中小企業ネットマガジン」をクリックしてください。
(注)トップページのデザインは変更される場合があります。

Step 2.
メール配信サービスのページへ

「メール配信サービス」のご案内ページです。おのボタンをクリックして、アドレス登録画面へお進みください。

Step 3.
あなたのメール・アドレスを入力!

メルマガの配信を希望する、あなたのメール・アドレスを入力してください。入力間違いを確認したら、登録のボタンをクリックしてください。登録はカンタンに完了です。

【お問い合わせ先】

中小企業庁 広報室

TEL. 03-3501-1709

中小企業総合事業団 広報課

TEL. 03-5470-1515

中央会だより

～中小企業組合士協会連絡会議 開催される～

平成14年2月6日(水)和歌山ビッグ愛において和歌山県中小企業組合士協会の連絡会議が開催されました。役員選任と会則改正が議案上程され、審議の後記念講演が行われました。

和歌山県中央会の瀬戸会長による「中小企業協同組合について」をテーマに会長自らの豊富な体験談、経営論、世相論などが語られました。

講演の後、懇親会が催され、メンバー各々の自己紹介なども交え、終始和やかな歓談が行われました。



和歌山県組合士協会

会長 藤島 満

和歌山市西汀丁26

(和歌山県中小企業団体中央会内)

TEL: 073-431-0852

FAX: 073-431-4108

～「中央会わかやま」編集委員会議開催～

2月22日(金)和歌山ターミナルホテルにおいて平成13年度「中央会わかやま」の編集委員会議を開催しました。

編集委員の方々5名に当会活性化情報「中央会わかやま」の編集内容等ご検討いただき、14年度に向け新たな方向性を示唆していただきました。

分かり易く見易い内容、ニーズに合致した情報を、リアルタイムに提供していけるよう充実した紙面づくりを目指したいと思います。



平成14年度 小規模企業者等設備導入資金制度説明会

日 時	場 所
4月12日（金）（13：30～15：30）	橋本市：伊都総合庁舎 1階 小会議室 岩出町：那賀総合庁舎 2階 小会議室
4月16日（火）（13：30～15：30）	御坊市：日高総合庁舎別館 1階 入札室 湯浅町：有田総合庁舎 1階 第1会議室
4月18日（木）（13：30～15：30）	田辺市：西牟婁総合庁舎 1階 中会議室B 南部川村：南部川村商工会
4月19日（金）（13：30～15：30）	新宮市：東牟婁総合庁舎 3階 小会議室 古座川町：古座川町商工会
4月22日（月）（13：30～15：30）	和歌山市：県民文化会館 4階 404号室

小規模企業者等設備導入資金制度の概要

制 度 要 件	設 備 貸 与		資 金 貸 付
	設 備 割 賦	リ ー ス	
対 象 企 業	製造業・建設業・運輸業等・・・従業員20人以下の企業 商業・サービス業・・・従業員5人以下の企業 ＊従業員50人以下の企業で、一定の要件を満たす企業についても対象となる場合があります。		
対 象 設 備	創業及び経営基盤の強化に必要な新品の機械設備及びプログラム ＊土地・建物の購入は対象になりません。		
貸与・貸付限度額	6,000万円		4,000万円 (設備代金の1/2以内)
利 率	損 料 2.50% (平成14年2月末現在)	月額リース料 3年2.990% 4年2.296% 5年1.872% 6年1.592% 7年1.392% (平成14年2月末現在)	無 利 子
期 間	原則7年以内（法定耐用年数以内）		
返 済 方 法	半年据置の半年賦償還	月賦償還	1年据置の半年賦償還
保 証 人 担 保	第三者連帯保証人2名 又は 不動産担保 ＊それ以外に法人の代表者は必ず連帯保証人になっていただきます。		
保 証 金	設備価格の10%	不 要	不 要

＊申込は（財）和歌山県中小企業振興公社 資金支援課（TEL073-432-3412）にて随時受け付けております。

青年中央会だより

～白浜で青年部研修会を実施～

2月17・18日の二日間にわたって、青年部活動推進研修会を「紀州・白浜温泉むさし」において開催しました。毎年この時期に行われるこの研修会に、今回も多数の組合青年部の方々が参加されました。

今回の研修会では、(有)サイプレス 代表取締役 西山泰史氏により「ITの今後と活用事例について」、(協)ラテスト 理事長 中川和城氏により「異業種交流及び商品開発について」と題した講演会を開催。その後のパネルディスカッションには両氏を交え、青年部の方々も熱心に意見を述べられていました。

青年中央会では、青年部の異業種交流の場であるだけでなく、青年部の異業種グループづくりを今後目指していく方針です。組合青年部で、青年中央会に加入ご希望の組合は、和歌山県中小企業団体中央会事務局までご連絡下さい。



連絡先

和歌山県中小企業団体中央会

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

担当：中井・南

会員だより

～大評判の新鮮朝市～ 勝浦水産物出荷協同組合

勝浦漁港の朝とともに、協同組合前の広場では“朝市”が始まります。

新鮮なマグロや干物など様々な水産物がところ狭しと並べられ、地元の人たちや観光客の購買意欲を大いにそそります。

昨年12月から地元の消費者や観光客に対するサービスとして始まった朝市は好調なスタートをきりました。

AM8:00から11:00まで勝浦漁協の休み以外は、ほぼ毎日営業しています。

今年2月から宇久井漁港へのフェリー寄港に伴って観光客の増加も期待されることから、町の観光振興にも貢献しながら、今後、朝市の内容に趣向を凝らしていく予定です。



勝浦水産物出荷協同組合

理事長 鳴戸 善男

東牟婁郡那智勝浦町築地7丁目9番地の7

TEL 0735-52-1125

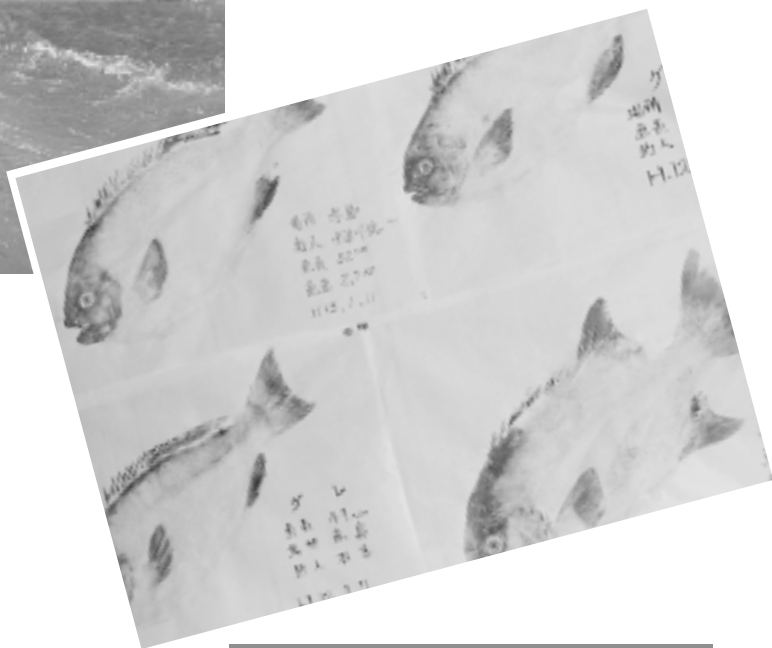
FAX 0735-52-1892

会員だより

～あなたの釣りを応援します！～

和歌山県渡船協同組合

和歌山の海岸線は入り組んだリアス式海岸であり、磯釣りのメッカとして有名です。和歌山県渡船協同組合は、県内の渡船業者を組合員とし、釣り客を好ポイントへ安全に運ぶことをモットーとしています。また、組合員レベルでホームページ上に釣果状況等を載せることで、情報提供をするなどサービスの徹底も行っています。



和歌山県渡船協同組合

理事長 岩元 秀行

〒649-0031

西牟婁郡すさみ町周参見4488-2

TEL 0739-55-2227

～農業機械ずらり勢揃い～

和歌山県農業機械協同組合

2月9日（土）和歌山競輪場（和歌山市五筋目）で中古農業機械の展示即売会が行われました。トラクター、コンバイン、バインダー、田植機、セット動噴、小物商品等々出展総数125台が会場狭しと勢揃い。

今回第6回目となるこの展示即売会には、多種多様な農業機械が展示されるとあって朝9時からの開始と共に大勢の関係者が訪れました。



和歌山県農業機械協同組合

理事長 千葉 實

〒640-8345

和歌山市新在家85番地の1

TEL 073-471-2003

FAX 073-474-8909

全国の先進組合事例

農家の女性だけで企業組合設立、茶屋経営で大繁盛！

企業組合夢咲き茶屋

●住 所	〒028-0531 岩手県遠野市綾織町新里6地割2-1	●実 施 事 業	食堂の経営、菓子類の製造及び販売
●設 立	平成11年7月	●組 合 員 数	16人
●出 資 金	62万円	●専 従 理 事	4人
●電話番号	090-4319-0083	●雇用従業員	—
●FAX番号	—	●U R L	—

4 坪の店舗面積で、手頃な値段と手作りの田舎風味の「おにぎり」「そば」などを提供。売上が順調に伸び、組合員は農家の女性だけという起業家精神旺盛な企業組合

遠野市綾織地区の総合観光案内所「遠野風の丘」の敷地内に、店舗面積4坪と狭いものの、「おにぎり」「そば」などの食事を、手頃な値段と田舎風味で提供し、大繁盛をしている。売上が予想以上に伸張り、事業を行う側の社会的責任を全うするため組織化に踏み切った。

自然環境に恵まれた事業場を確保し、所得の向上を目指す一方で、高齢かつ農業者である組合員のための、生き甲斐対策や社会参加及び貢献の一助ともなっている。

本組合の事業運営に当たっては、理事を中心にリーダーシップの発揮が見られる。リーダーの能力の高さが事業推進の牽引役となっている。組合運営の根底には、あくまで地域振興という考えがあり、単に食事提供施設での利益の追求という考え方ではなく、山間地域に接する農業者中心の組合の在り方、特に、生き甲斐や地域の他のグループとの連携・支援・世代間交流を目指す一つ的手段として組合を位置づけている。

現有店舗面積の狭小が最も大きな課題となっている一方、固定費がかからずリスクの少ない経営体制を築いたことで、短期間で成功が得られたともいえる。売上見通しが立ったこともあり、さらに新商品の開発や地域内の他のグループとの交流等も行われている。



夢咲き茶屋メンバー

理事長、事務局の熱意で中国人研修生を受け入れ

銚子水産物共同購入協同組合

●住 所	〒288-0001 千葉県銚子市川口町2-6528-95	●地 区	銚子市他1市1町
●設 立	平成10年9月	●主 な 業 種	水産食料品製造業
●出 資 金	500万円	●組 合 員	44人
●電 話 番 号	0479-20-0222	●組合従業員	740人
●FAX 番 号	0479-20-0233	●専 従 理 事	—
●組 織 形 態	産地組合	●U R L	—

水産加工業の環境は厳しく、現状打開のため中国人研修生を受け入れ、理事長の強力な統率の下、公私にわたる指導を徹底し、国際貢献と組合従業員の活性化を目指す

わが国水産業界は年々漁獲量が低下し、当組合も加工用原料確保のため共同購買事業を行う目的で事業協同組合を設立し、さらに中国人研修生共同受入事業に参入し、当組合独自の研修生に対する技術指導、技術支援により開発途上国の発展に寄与する等、国際貢献を目的として活動している。

職場が研修の場となり外国人研修生受入が、組合員企業の従業員のモラル向上に役立ち、3K産業といわれる業界の従業員の意識改革によって、就労体質の改善が期待される。

研修生の受け入れに関しては、直接送出し機関に働きかけ、理事長はじめ組合役員が現地で施設の視察や研修生の面接等を行い、最終選考を行った。

運用面では理事長の強力なリーダーシップにより、研修生に対する習慣・生活指導のため中国人をはじめ、留学等現地生活体験者を事務局職員に配置し、さらに行政側と緊密な連携のもとで、特に危機管理（失踪、違法行為、事故、健康、アルバイト、市民生活等）対応をはじめ、公私にわたり親身になって面倒をみた結果、研修効果もあがり、送出し機関の高い評価を受けている。

一方では、送出し機関が研修生の事前教育（日本語教育、生活習慣、モチベーション管理）を十分するよう（財）国際研修協力機構、地方人局管理局を通して前向きに検討を働きかけている。



▲富士山への受入研修旅行



▲日本間を会場に、家族的な研修場面

新商品“コトバのリボン”をホームページで全国販売

福井県繊維資材工業組合

●住 所 〒910-0005
福井県福井市大手3-7-1
●設 立 昭和28年2月
●出 資 金 1,453万円
●電 話 番 号 0776-23-8165
●FAX 番 号 0776-23-8120
●組 織 形 態 産地組合

●地 区 福井県
●主 な 業 種 細幅織物製造業
●組 合 員 35人
●組合従業員 2人
●専 従 理 事 —
●U R L
<http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/~snshizai/html/>

従来のラッピングテープに全国から募集した24種のメッセージをプリントした新商品をホームページに掲載し、インターネットを通して一般消費者に直接販売をしている

従来はラッピングテープとしてしか利用されていなかったリボンに、カードの持つメッセージの機能を付加した商品を開発、インターネットのホームページ（HP）を通して、一般の消費者に直接販売している。全国から応募した3000点の言葉の中から厳選した24種をプリントし、6つを1セットとした4タイプを「気持ちを結ぶ、コトバノリボン」とした。ほぼ1年を経過したが、損益分岐点である200万円の実績をあげるに至っている。

事業の実施にあたっては、HPゆえの難しさに直面しており、①次々と新製品を出していかないと飽きられてしまう。②きれいなHPを作るためにはデジタルカメラの解像度と表示上の情報量との関係にも気を配る必要がある。③さらには商品の発送が先なので、代金を回収できるか否かなどの問題がある。

また、直接消費者に販売するために、ロットが小さく商品の発送や代金の確認等にかなりの手間がかかることなどもあげられる。これらの問題については、引き続き委員会を中心に継続的に改善し、さらに充実を図ることとしている。



24種の言葉の内6種を1セットとした4タイプから選んでもらう。
将来は言葉を36種に増やし、任意の組み合わせを考えている。

▲新商品パンフレット

NON・GM大豆を使った新醤油“元気”を開発

佐賀県味噌醤油醸造協同組合

●住 所	〒840-0813 佐賀県佐賀市唐人町1-2-11	●地 区	佐賀県
●設 立	昭和24年12月	●主 な 業 種	味噌醤油製造業
●出 資 金	348万円	●組 合 員	25人
●電 話 番 号	0952-25-2105	●組合従業員	2人
●FAX 番 号	0952-25-2106	●専 従 理 事	—
●組 織 形 態	同業種網羅型組合	●U R L	—

新ブランド醤油「元気」は佐賀市をはじめ県内各地の学校給食に採用されている。遺伝子組換え大豆を使用していない学校給食用醤油の開発は全国唯一の事例である

遺伝子組換え食品の人体に与える影響が問題視されるなか、遺伝子組換えを行っていない大豆を使った醤油の開発を行い、新しい市場の開拓を戦略的に進めている。

JAS法改正に伴う遺伝子組換え加工食品表示の実施を前に、組合は味噌醤油原料としての遺伝子組換え大豆に対する社会的な懸念が発生する可能性を理解して、平成11年8月からNON・GM（遺伝子組換えをしていない）大豆の確保についての研究をすすめ、同年12月学校給食からの遺伝子組換え食品の排除を決定した同市教育委員会の要請に基づいて本格的に取り組んだ。今回の開発にあたって醤油原料となる脱脂大豆を遺伝子組換えの疑いが濃厚であった米国産からブラジル産に切り替えた。原料にNON・GM大豆を使った醤油としては全国でも数少ない事例であったため、社会に与える影響は大きなものがあつた。

現在は佐賀市のみにも納入しているが、今後は県下各市町村に普及することが期待されている。原材料が割高のため市販は計画されていないが、消費者の関心や需要の変化など、市場動向に留意しながら対応を検討していく。



▲非遺伝子組み替え大豆を原料とした学校給食用醤油「元気」。「こいくち」「うすくち」がある

情報連絡員アンケート

1月分

D I（ディフュージョンインデックス）値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値＝増加（好転）割合 － 減少（悪化）割合

D I 値＞0 … 景気上向き

D I 値＝0 … 景気横ばい

D I 値＜0 … 景気下向き

業界景況 5 ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	↓	↓	↓	↓
	織 維 同 製 品	↓	↓	↓	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	出 版 印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	↓	↓	→	↓
	窯 業 土 石 製 品	→	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	↓	↓	↓	↓
	そ の 他	↓	↓	↓	↓
非 製 造 業	卸 売 業	↓	↓	↓	↓
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	↓	↓	↓	↓
	運 輸 業	↓	↓	↓	↓
D	I 値	－77.5	－82.5	－60.0	－87.5

（情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100％）

総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数（D I 値：景気動向指数）は、マイナス87.5ポイントであり、同12月調査と比べて5ポイント改善した。

同12月調査と比べ、「売上高」は5.0ポイント悪化、「収益状況」は10.0ポイント悪化、「資金繰り」は2.5ポイント悪化した。

1月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は5名、「悪化」との回答は35名で、「好転」との回答はなかった。

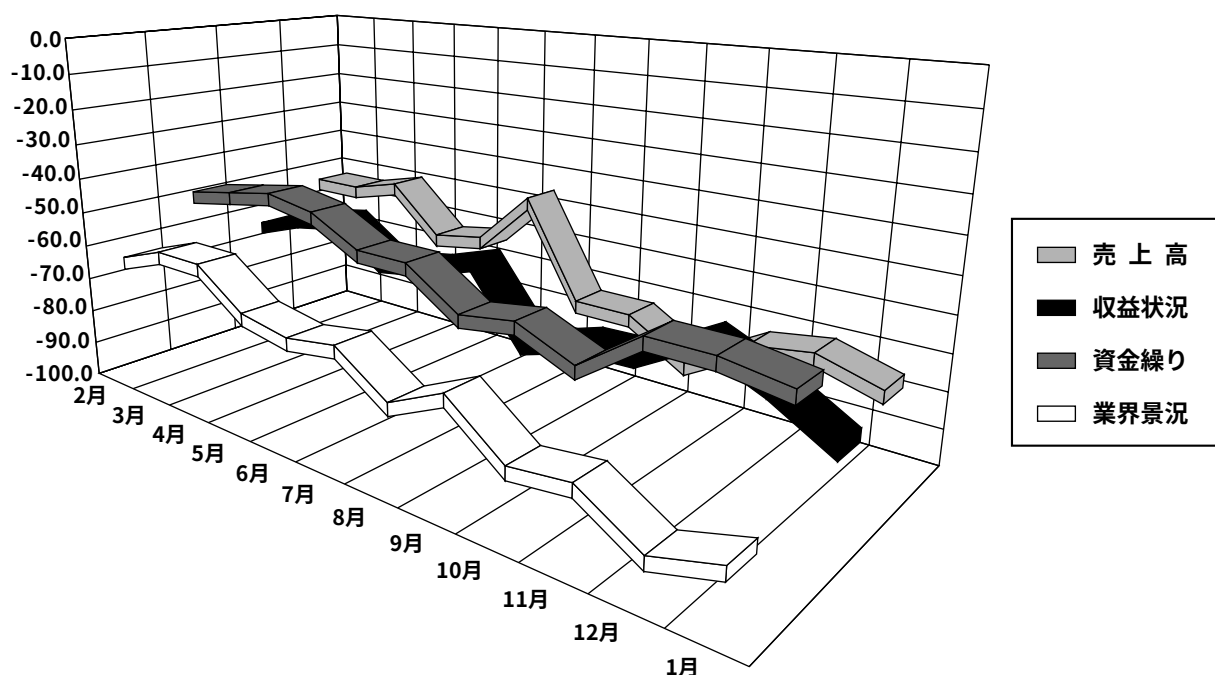
● 製造業 ●

繊維・同製品	一時好調だった裏毛が減少。やや受注はダウン。（ニット）
木材・木製品	相変わらず工場の稼働率は低下しているが、一部企業では年度末まで量的に確保しているところもある。（建具）
	受注量は前月に引き続き多くありますが、一度に大量に注文が来ると、従業員を減らしているため残業でカバーしていますが、残業手当を出すと単価が低いため、採算がとれない状態になっています。（建具）
	12月末で外材大手メーカーが廃業。（田辺木材）
窯業・土石製品	地域により出荷数量にバラツキがあるが、全体としては前年同月並みで推移。（生コン）
和雑貨製造業	3～4社が物流施設及び他の設備の増設を行っている。（家庭用品）

● 非製造業 ●

小売業	1月の売上は12月と比べいつも少ない。依然として低水準のまま推移している。 （和歌山市）
サービス業	早くも海外旅行業界は回復に向かい、大阪・京都・兵庫県では「USJ及びワールドカップ等」で明るい材料もある。残念ながら和歌山は、変化無し。（旅館）
	対前年同月比では、宿泊人員（92.3%）、1人あたり消費単価（102.0%）、総宿泊料金（97.8%）、1人あたり宿泊単価（105.9%）（白浜旅館）

年間DI値（前年同月比）の推移



組合決算期の諸手続

通常総会招集通知書

平成 年 月 日
殿
組合名
代表者名
第 回通常総会招集通知書
時下 益々ご清栄の段お慶び申し上げます。
このたび下記により通常総会を開催いたしますから是非ご出席下さいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席ができず定款第 条の規定により、下記目的事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使されようとする場合は、同封の委任状用紙又は書面議決書に必要事項をご記入、ご捺印の上、 月 日迄に到着するよう郵送又は直接提出して下さい。
なお、委任状については総会当日代理人が持参されても結構です。
記
1. 開催日時 平成 年 月 日 午後 時
2. 開催場所
3. 議 案
第1号議案 年度決算関係書類承認の件
第2号議案 年度事業計画及び収支予算設定の件
第3号議案 加入金徴収の件
第4号議案 賦課金の額及びその徴収方法決定の件
第5号議案 借入金残高の最高限度決定の件
第6号議案 1組員に対する貸付金額及び債務保証の残高の最高限度決定の件
第7号議案 役員報酬決定の件
第8号議案 役員選挙の件
第9号議案 その他

委 任 状

平成 年 月 日
〇〇組合 御中
組合員住所
氏 名
委 任 状
私は〇〇〇を代理人と定め下記の権限を委任します。
1. 平成 年 月 日開催の第 回通常総会に出席し、議決権（及び選挙権）を行使する一切の件 総会続行又は延期の場合も同じ。

通常総会次第

通 常 総 会 次 第
1. 開 会
1. 出席者数確認
1. 理事長挨拶
1. 議長選任
1. 議 事
第1号議案 年度決算関係書類承認の件
第2号議案 年度事業計画及び収支予算設定の件
第3号議案 加入金徴収の件
第4号議案 賦課金の額及びその徴収方法決定の件
第5号議案 借入金残高の最高限度決定の件
第6号議案 1組員に対する貸付金額及び債務保証の残高の最高限度決定の件
第7号議案 役員報酬決定の件
第8号議案 役員選挙の件
1. 閉 会

総会議決事項

		総 会 議 決 事 項
法 定 議 決 事 項	特 別 議 決	(1) 定款の変更
		(2) 事業の全部の譲渡
		(3) 組員の除名
		(4) 組合の解散又は合併
		(5) 組員の出資口数に係る限度の特例
		(6) 新設合併の場合における設立委員の選任
任 意 議 決 事 項	普 通 議 決	(7) 規約の設定、変更又は廃止
		(8) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
		(9) 経費の賦課及び徴収の方法
		(10) 団体協約の承認
		(11) 役員の改選請求の同意
		(12) 決算関係書類の承認
		(13) 清算人の選任
		(14) 借入金残高の最高限度
		(15) 組員に対する貸付け又は債務保証の残高の最高限度
		(16) 役員の報酬
		(17) 過怠金
		(18) 加入金
		(19) 剰余金の配当
		(20) その他定款で定める事項

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にする
ため議長並びに出席理事全員次に記名捺印する。

平成 年 月 日

協同組合

議 長	印
代表理事	印
理 事	印
同	印
同	印

役員変更届書（所管行政庁へそれぞれ提出）

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

組合の住所および名称

組合を代表する理事の氏名

⑤

中小企業等協同組合役員変更届書

中小企業等協同組合法第35条の2の規定により中小企業等協同組合の役員の変更を別紙の変更した事項を記載した書面その他の必要書類を添えて届け出ます。

理事会議事録

理事会議事録

1. 招集年月日 平成 年 月 日
1. 開催日時 平成 年 月 日 時
1. 開催場所
1. 理事総数
1. 出席した理事の氏名
1. 欠席した理事の氏名と理由（病気、出張中）
1. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

定款の規定により理事長 議長に就任、直ちに議案の審議に入る。

第1号議案 代表理事（理事長）、副理事長及び専務理事選任の件

一同互選の結果次のとおり決定、当選者は即座にその就任を承諾した。

代表理事（理事長）

副理事長

専務理事

第2号議案 顧問委嘱の件

一同審議の結果 を顧問に委嘱することに決定した。

以上をもって議事終了したので議長は閉会を宣した。

時に午後 時 分であった。

上記議事の経過を明確にするため議長並びに出席理事議事録を作成し次に記名捺印する。

平成 年 月 日

協同組合

議長、代表理事(理事長)	印
副理事長	印
専務理事	印
理 事	印
同	印

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

協業組合 } の名称
商工組合 }
商工組合連合会 }

住 所

協業組合 } を代表する理事の氏名 ⑤
商工組合 }
商工組合連合会 }

役員の氏名（住所）変更届出書

役員の氏名（住所）に変更がありましたので、中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項（第47条第2項）において準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更した事項を記載した書面
- 2 変更の年月日および理由を記載した書面

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

⑤

商店街振興組合（連合会）役員氏名変更届出書

役員の氏名に変更がありましたので、商店街振興組合法第45条の規定により別添書類を添えて届け出ます。（別添書類）

1. 変更した事項を記載した書面
2. 変更の年月日および理由を記載した書面
3. 新たな役員を選挙した総会（選任した理事会）の議事録（謄本）

変更した事項を記載した書面

変更の年月日

変更の理由

- (1) 定款第 条（役員の任期）の任期満了につき改選の結果、下記のとおり変更しました。

氏 名(新)	役 職 名	氏 名(旧)
	代表理事(理事長)	
	副 理 事 長	
	専 務 理 事	
	理 事	
	同	
	監 事	

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

㊞

商店街振興組合（連合会）決算関係書類提出書

商店街振興組合法第82条の規定により、商店街振興組合（連合会）の決算関係書類を別添のとおり提出します。

- （別添書類）1. 事業報告 2. 財産目録
3. 貸借対照表 4. 損益計算書
5. 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
6. 1 から 5 までの書類を承認した通常総会の議事録（謄本）

決算関係書類提出書（所管行政庁へそれぞれ提出）

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

組合の住所および名称

組合を代表する理事の氏名

㊞

中小企業等協同組合決算関係書類提出書

中小企業等協同組合法第105条の2の規定により別紙の中小企業等協同組合の決算関係書類を提出します。

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

協 業 組 合 }
商 工 組 合 } の名称
商工組合連合会 }

住 所

協 業 組 合 }
商 工 組 合 } を代表する理事の氏名 ㊞
商工組合連合会 }

決算関係書類提出書

中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項（第71条）において準用する中小企業等協同組合法第105条の2の規定により、下記の書類を提出します。

記

1. 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書および剰余金の処分または損失の処理の方法を記載した書面
2. 1 の書類の承認をした通常総会（通常総代会）の議事録の謄本

定款変更認可申請書（所管行政庁へ提出）

平成 年 月 日

和歌山県知事 殿

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

㊞

中小企業等協同組合定款変更認可申請書

中小企業等協同組合法第51条第2項の規定により中小企業等協同組合の定款変更の認可を受けたいので別紙の変更理由書その他必要書類を添えて申請します。

変更理由書

変更箇所を記載した書面

新 条 文	旧 条 文

代表理事変更登記申請書

組合変更登記申請書	
(代表理事の全員が理事の任期満了に伴う資格喪失により退任し、後任者が就任または重任した場合)	
1. 名 称	組 合
1. 主たる事務所	番 地
1. 登記の事由	代表理事変更
1. 登記すべき事項	平成 年 月 日代表理事何 某は資格喪失により退任 代表理事は別紙のとおり就任 (注) 全員重任のときは「代表理事は別紙のとおり重任」とのみ記載すればたりる。
1. 添付書類	
定款抜粋	1 通
総会議事録	1 通
(注)	代表理事に就任した者が理事に選任された総会の議事録である。
理事会議事録	1 通
(注)	代表理事選任に関する理事会の議事録である。
就任承諾書	通
(注)	代表理事の就任承諾書であるが、理事会の席上で被選任者が就任を承諾した場合には「就任承諾書は、理事会議事録の記載を援用する」と記載すればたりる。
委任状	1 通
(注)	代理人によって申請する場合に限る。 上記のとおり登記の申請をする。 平成 年 月 日 申請人住所組合名 代表理事住所氏名 代理人住所氏名
和歌山地方法務局 御中	

定 款 抜 粋

定 款 抜 粋	
第2条 (名 称)	本組合は 組合と称する。
第4条 (事務所の所在地)	本組合は事務所を和歌山県 に置く。
第 条 (役員の定数)	役員の定数は、次のとおりとする。 (1) 理 事 人 (人以上 人以内) (2) 監 事 人 (人以上 人以内)
第 条 (役員の任期)	役員の任期は次のとおりとする。 (1) 理 事 年 (2) 監 事 年 2 3 4
第 条 (理事長、副理事長および専務理事の選任及び職務)	理事のうち1人を理事長、 人を副理事長、 人を専務理事とし、理事会において選任する。 2 理事長は本組合を代表し、本組合の業務を執行する。 3 以下省略
第 条 (役員の選挙)	役員は総会において選挙する。 2 3 4 5 6



組合決算期の諸手続一覧

1	事業年度末が基準のもの	必 要 書 類
◎	出資の変更登記を… { 主たる事務所では4週間以内に 従たる事務所では5週間以内に	1 申 請 書 2 監事の証明書 3 委 任 状
◎	法人税、地方税の確定申告を 2ヵ月以内に	1 申 告 書 5 勘定科目内訳明細書 2 貸借対照表 3 損益計算書 4 損益金処分表
2	通常総会の日が基準のもの	
◎	総会開催の通知…会日の10日前まで定款で定めた方法で	1 総会招集通知書（日時、場所、議案） 2 委 任 状
◎	監事の監査…総会の1週間前までに	
◎	行政庁への決算関係書類の提出…総会決議後2週間以内に	1 提出書 2 事業報告書 3 財産目録 4 貸借対照表 5 損益計算書 6 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面 7 総会議事録
定 款 変 更	◎ 行政庁への定款変更の認可申請書…総会決議後すみやかに名称、地区、公告方法、事業の変更、組合員の資格、出資払込の方法、役員の定数、役員の任期、定款中の条文、出資1口の金額 (注) 出資1口の金額の減少の議決をしたときは、議決の日から2週間以内に財産目録、貸借対照表を作り30日以内に公告をなし、債権者に対しては協組法56条参照	1 申請書 2通 2 総会議事録 // 3 定款変更理由書 // 4 定款変更箇所を記載した書面 // (注) 県事務所へ提出する場合は3通
	◎ 定款変更登記… { 主たる事務所では認可書の到達後2週間以内に 従たる事務所では認可書の到達後3週間以内に 名称、地区、公告の方法、事業、出資払込の方法、出資1口の金額 (注) 出資1口の金額の増加の場合、総会議事録、定款変更認可書、出資1口の金額増加についての組合員の全員同意書 出資1口金額の減少の場合 総会議事録、定款変更認可書、公告及び催告をしたことを証する書面 異議を述べた債権者に対して弁済し若しくは担保を供し又は財産を信託したことを証明する書面（債務弁済証書、担保提供証書、信託証書等）	1 申 請 書 2 総会議事録 3 定款変更認可書 4 委 任 状
役 員 変 更	行政庁への役員変更届書の提出 総会決議後2週間以内に	1 届書 2 変更した事項を記載した書面 3 変更理由書 4 総会議事録 5 理事会議事録
	◎ 役員変更登記… { 主たる事務所では変更後2週間以内に 従たる事務所では変更後3週間以内に (注) 重任、再任の場合でも必ず登記すること。	1 申 請 書 5 定款抜すい 2 総会議事録 6 辞 任 届 3 理事会議事録 7 委 任 状 4 就任承諾書
事 務 所 の 移 転	◎ 事務所の移転登記…移転後2週間以内に	1 申 請 書 2 { 総会議事録 } 定款変更があった 3 { 定款変更の認可書 } 場合のみ 4 理事会議事録 5 委 任 状

ご不明の点は中央会へお問合せ下さい。

〒640-8566 和歌山市西汀丁26 県経済センター7F
TEL 073-431-0852

中央会ホームページ上でも御覧頂けます。 <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>